

清掃センターからのお知らせ

■市清掃センター

祝日のごみ収集のお知らせ  
 市清掃センターでは、7月21日(祝)は、通常通り収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできませんので、ご注意ください。また、河瀬、亀山、稲枝学区は「缶・金属類」の収集も行います。  
 詳しくは、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

■粗大ごみの清掃センターへの直接搬入について

7月27日(日)の午前9時から午後0時15分まで、家庭から出る粗大ごみの臨時受け入れをします。  
 ※粗大ごみ以外や指定時間以外の搬入はできません。  
 ※臨時の搬入口を設けますので、誘導する係員の指示に従ってください。  
 ※清掃センターでは、平日の午前9時から午後0時15分および、午後1時から同4時15分まで、粗大ごみの直接搬入の受け入れをしています。また、粗大ごみのほか、多量の燃やせるごみ、プラスチックごみ、缶、びん、ペットボトル、使用済み乾電池も受け入れています。

問い合わせ先 市清掃センター  
 管理課 ☎22-27734番、FAX 24-7787番

問い合わせ先 滋賀労働局安  
 全衛生課 ☎077-522-6650番、FAX 077-522-6442番

農地の適切な管理を

■市農業委員会事務局

遊休農地などに雑草の繁殖する時期になりました。毎年、この時期になると、遊休農地に隣接する市民から雑草を刈ってほしい、農作業に伴う粉じんで洗濯物が干せないなどの苦情が多く寄せられます。  
 農家の皆さんは、所有する農地の適切な管理と、農作業時に周辺へ影響が生じないように、草刈りを行うなど、対策をお願いします。

問い合わせ先 市農業委員会事務局  
 ☎30-6133番、FAX 22-1398番

50人未満の事業場も医師の面接指導が必要です

■滋賀労働局

過重労働による健康障害を防止するために、長時間労働した労働者に対しては、医師による面接指導を行う必要があります。4月1日からは、労働安全衛生法に基づき、常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用になりました。

米原駅西口に下りエスカレーターを設置

■米原市

7月29日(火)は、国の住民基本台帳ネットワークの機器の入れ替え作業に伴い、住基カードの発行や電子証明、付記転出入、住民票の写しの広域交付の手続きができません。  
 問い合わせ先 市市民課 ☎30-6111番、FAX 22-1398番

国民年金のお知らせ

■滋賀社会保険事務局

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に申請すると、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。制度の内容は、次のとおりです。  
 申請手続きは、市市民課、支所・各出張所、または、彦根社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

国民年金保険料の免除・猶予制度

① 保険料申請免除  
 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の全額、または一部の納付が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)については、保険料の納付がなければ、未納と同じ取り扱いになります。

② 若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③ 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

民間委託業者による納付案内を実施しています

皆さんの年金受給権を確保するため、国民年金保険料の納め忘れがある人を対象に、職員のほか、国から委託を受けた民間業者が、電話による納付案内をしています。委託を受けた業者は、守秘義務が課せられており、納付の案内に必要な情報以外は閲覧できません。  
 平成20年度は、㈱トライアイ高知支店が、平日の夜間や休日にも納付案内を行っています。  
 ※民間委託業者が指定口座への現金振込みを依頼したり、手数料と称して現金を徴収することはありません。もし、不審と思われる電話がありましたら、その場で対応せず、相手の氏名などを確認のうえ、お近くの社会保険事務所までお知らせください。  
 問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課 ☎23-1114番

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年度の保険料の通知書を送付します

4月1日から始まった長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の平成20年度の保険料は、平成19年中の所得に基づいて算定し、7月中旬に保険料額などを通知します。  
 個人納付(普通徴収)  
 7月から3月までの年9回での分割納付になります。  
 年金納付(特別徴収)  
 4月から2月までの年6回の年金受給時に保険料を引去りする方法です。4月・6月・8月支給分の年金から仮徴収をさせていただいた人も、10月以降の年金徴収額を今回、決定します。

長寿医療制度に加入する前に、ご家族の勤め先で加入している健康保険(政府管掌保険、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった人は、それぞれの健康保険からの連絡により、保険料の軽減をします。通知書で確認をお願いします。

8月1日から、医療機関での一部負担金の割合は、平成19年中の所得に基づいた判定になります。負担金の割合が変わる人には、彦根市から新たに保険証(被保険者証)を送付しますので、医療機関などの窓口で提示してください。  
 なお、旧保険証については、同封の返信用封筒で、お返しください。  
 また、一部負担金の割合が3割の人でも、申請をすると、1割となる場合があります。市市民課が発送する案内文書を確認のうえ、同課まで申請してください。

医療機関での一部負担金の割合(負担区分)の判定を行います

8月1日から、医療機関での一部負担金の割合は、平成19年中の所得に基づいた判定になります。負担金の割合が変わる人には、彦根市から新たに保険証(被保険者証)を送付しますので、医療機関などの窓口で提示してください。  
 なお、旧保険証については、同封の返信用封筒で、お返しください。  
 また、一部負担金の割合が3割の人でも、申請をすると、1割となる場合があります。市市民課が発送する案内文書を確認のうえ、同課まで申請してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

被保険者で、平成20年度の住民税が、世帯全員非課税の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の自己負担限度額や食事代が減額されます。  
 特に、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、7月31日で有効期限が切れます。8月以降も引き続き必要な方が該当する場合、市市民課に申請してください。

申請に必要なもの

保険証(被保険者証)と印鑑  
 ※平成19年8月1日から90日を超える入院をされた場合は、領収書などの入院日数が証明できる書類が必要です。  
 問い合わせ先 市市民課 ☎30-6112番、FAX 21-2220番、後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013番



報告します 『美しいひこね創造事業』実施状況

平成19年度の実施状況を左の表のとおりまとめました。「美しいひこね創造事業」も3年目を迎え、活動の輪が広がっています。彦根をより美しく、元気なまちにしたいために、みなさんの参加をお待ちしております。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。8番までお問い合わせください。

平成19年度 実施状況		
参加登録状況	参加登録者数 1,095人	
	登録抹消者数(転出など) 41人	
	事業開始からの登録者数 3,050人	
美しい行為の活動状況 (平成19年度中の活動)	まちの美観を 12,579単位	助け合い活動 4,763単位
	保つ活動 8,769単位	地域環境活動 5,399単位
	地域安全活動 8,769単位	健康増進活動 33,721単位
登録団体の状況	登録市民団体数 46団体	
	事業開始からの市民団体数 68団体	
(内訳) 自治会 40、老人会 15、子ども会 1 NPO法人 4、ボランティア団体 8		
地域通貨「彦」交付状況 (平成18年度の活動に対する交付)	交付人数 1,079人	
	交付枚数 9,289枚 (928,900円)	
地域通貨「彦」活用状況	市の施設の使用料や手数料の支払い 347件 676枚 (67,490円)	
	登録された市民団体からの換金申請 28団体 7,137枚 (713,700円)	